

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一

○平成二十七年都が広域的に処理する産業廃棄物の受入計画……………(環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課)……………一

公告

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………三

○争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………三

正誤

○平成二十七年二月二十七日付東京都告示第二百七十二号……………三

○平成二十七年二月二十七日付東京都告示第二百七十三号……………三

告示

東京都告示第四百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の五第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性

判定機関から変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日

東京都知事 舛添 要一

名称	変更前	変更後	変更年月日
SGS ジャパン株式会社	住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号 横浜地	神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町百三十四番一丁	平成二十七年三月二十三日

SGS ジャパン株式会社
住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号 横浜地
変更前
変更後
変更年月日

東京都告示第四百八十六号

東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第四百十号)第十六条第二項の規定により、広域的に処理する産業廃棄物の平成二十七年の受入計画を次のとおり定める。

平成二十七年三月二十三日

東京都知事 舛添 要一

- 一 受入産業廃棄物の排出区域 東京都全域
- 二 受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準 別表のとおり
- 三 受入量 年量一二〇、〇〇〇トン
- 四 受入対象事業者

(一) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であつて、次に掲げるもの

ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
にあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円

以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以上の会社及び個人

イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

エ 製造業、建設業、運輸業その他の業種(アからウまでに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人

(一)に規定する者から中間処理の委託を受け、かつ、都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者

(二) その他特に知事が受入れの必要があると認める者

五 処分方法 埋立処分
六 搬入者の範囲 四に掲げる事業者のうち知事が搬入を承認した事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者
七 搬入者の遵守事項

(一) 搬入できる産業廃棄物は、受入基準にあつたものに限る。
(二) 運搬は、あらかじめ届出をした車両に限る。
(三) 運搬中は、シート掛け等により産業廃棄物の飛散防止措置を講ずること。

- (四) 処分場の受付において産業廃棄物搬入カード及び産業廃棄物管理票を提出すること。
- (五) 検査に必要な産業廃棄物の抜取りに協力すること。
- (六) 処分場内においては、係員の指示に従うこと。

別表

受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準

産業廃棄物の種類	受入場所	受入基準		
		個別基準	共通基準	
あらゆる事業活動に伴うもの	中央防波堤外側埋立処分場又は新海面処分場	無機性汚泥(建設汚泥を除く。)に限る。含水率85パーセント以下のもの 油分の含有率5パーセント以下のもの 熱しやく減量10パーセント以下のもの	1 無害なものに限る。 2 有害物質については、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)第1条に規定する基準に適合するもの	1 特別管理産業廃棄物でないこと(廃石綿等を除く。) 2 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 (2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の2に規定する農薬 (3) 油分(汚泥は、個別基準による。) (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの
		(1) 乾式にあっては、飛散防止措置を講じたもの (2) 湿式にあっては、含水率85パーセント以下のもの		
	鉱さい	中空の状態でないものであって、破碎処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの		
	金属くず	中空の状態でないものであって、破碎、切断等の処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。ただし、廃石綿等は、注2及び注3による。	再生利用できないものに限る。	3 各種の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
	ゴムくず	(1) 中空の状態でないものであって、破碎、切断等の処理をし、最大径15センチメートル以下のもの (2) 溶融加工処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの		4 処分場の管理運営に支障がないものであること。

注 1 コンクリートくずとは、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物をいう。
 2 廃石綿等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号へに定めるものをいう。
 3 廃石綿等の搬入に当たっては、おおむね10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下にセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋に入れ、二重にこん包すること。
 また、他の産業廃棄物と混載しないこと。
 4 工作物の新築、改築又は除去に伴うコンクリート破片等(がれき類)は、搬入できない。
 5 感染性医療廃棄物等(非感染性に処理した物を含む。)は、搬入できない。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年三月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市中央二丁目百三十五番四

東大和市桜が丘四丁目二百九十番地三

内野ハウジング有内野 泰由

福生市武蔵野台二丁目三十三番五十八及び同番六十から同番六十二まで

福生市大字熊川三百七十七番地一

羽村市川崎二丁目四百五十番五

埼玉県所沢市旭町四番九号

国分寺市光町三丁目十一番八から同番十一まで

西東京市南町五丁目五番十三号

西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎字武蔵野九百三十八番一

西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎字武蔵野九百四十番地

国立市富士見台一丁目四十四番二十、同番二十地先、同番二十一から同番二十三まで、

立川市幸町一丁目二十一番地一

株式会社アステイーク

同番五十二、同番五十四及び同番五十七 代表取締役 宮谷 祐介

争議行為の予告について

大洋運輸株式会社代表取締役角田龍郎から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年三月十三日にあつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

全日本建設交通一般労働組合関東支部大洋分会の争議行為に対抗する件

二 日時

平成二十七年三月二十四日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

大洋運輸株式会社 練馬区大泉町四丁目五番十七号

四 種類

事業所閉鎖・就労拒否等一切の争議行為（以上原文のまま掲載）

正 誤

○平成二十七年二月二十七日付東京都告示第二百七十二号

ページ一段一行 誤 正

増刊10 上 八王子あきる野 八王子市あきる野市境

一七 八王子檜原町 八王子市檜原町 八王子あきる野 八王子市あきる野市境

○平成二十七年二月二十七日付東京都告示第二百七十三号
ページ一段一行 誤 正
増刊10 後から 六 第六条第十一号 第六条第十二号

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002